

行政 視 察 報 告

議会運営委員会

議会運営委員会では、デジタルツール等を活用した議会から情報発信および議員のSNSや議員広報紙等への事実にもとづいた正確な情報発信についてを調査、研究し、市民にわかりやすい情報発信をさらに推進するため「議会および議員の情報発信について」を、また、議会運営に関する様々な見直しや、時間の有効活用および審議等の効率化についてを調査、研究し、市民サービスの向上についてさらに推進するため「議会運営の効率化について」を、所管事務調査事項とした。

調査、研究を進めるに当たり先進地への視察が必要であると考え、「日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を制定している、埼玉県日高市議会を視察することとし、併せて議会運営の効率化についても情報交換することとした。

なお、本視察については議会運営に大きく関わることから、正副議長にも同行を願った。

視 察 地 埼玉県日高市議会

視察期日 令和7年11月17日（月）

視察事項 (1) 議会および議員の情報発信について（日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインについて）

(2) 議会運営の効率化について

参 加 者 （委員長）久保 富弘 （副委員長）湖城 宣子

（委 員）寺島 和成、井上たかし、片谷 洋夫

阿部 悅博、島崎 実、鴻井 伸二

（議 長）山崎 勝 （副議長）山内公美子

（随行…増田局長、遠藤次長、和久井庶務係長、小林議事係長）

【日高市議会】

1 日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインについて

(1) 主な事前質問に対する回答

問1 導入の経緯について

答1 平成27年12月2日の全員協議会で提案があり、各会派で検討することとした。

平成27年12月8日の全員協議会でガイドライン案の修正したものを作成して配付した。

平成27年12月15日の全員協議会で7会派中5会派が原案で賛成、決定し施行した。ガイドラインについては、指針や指標を示すもので、厳格なルールではなく、推奨されるような行動や方向性を指示するものである。生成AIや動画配信等の新しいコンテンツが出ているので、時代に合わせてガイドラインをアップデートしていく必要がある。



日高市議会より説明を受ける委員

問2 ガイドラインは誰を規制するためのものか。

答2 日高市議会議員としての身分を有する者となる。

問3 ガイドラインに抵触した事案や誠実に対応しない場合の対応等について

答3 過去には問責決議、議員辞職勧告決議が可決される事態となったこともある。

問4 事実と異なる発信や他者を侮辱する発信がなされた場合、トラブルが発生した場合の対応策等を定めていない理由、誤った情報について削除、訂正、謝罪などを規定していない理由は。

答4 事例が発生した場合は、議長が本人に事実確認をし、状況に応じて対応を検討している。

(2) 当日の委員からの主な質問に対する回答

問5 ガイドラインがあることによる効果について

答5 ガイドラインは拘束ルールではないが、議会としては基本的な望ましい行動指針を示していることは非常に重要であると考える。このガイドラインを日高市議会として定めていることにより、指針となるとともに、公人として情報発信する際に最低限のルールを示していることは、議会全体の信用を上げる効果と捉えている。

問6 ソーシャルメディアではない紙媒体での情報発信の指針についてはどのようにになっているか。

答6 議員の先例集での禁止事項の中で定めている。

問7 ガイドラインを制定され今まで運用されてきた感想について

答7 議会の自律権から見るとSNSでの発信は対象外であるので、個人の発信まではなかなか規制はできないと思う。市民にはガイドラインの重要性が伝わっていないと感じる部分もあるが、議会としては、しっかりとした行動指針は持っていないといけないと思う。

2 議会運営の効率化についての情報交換

- (1) 令和5年度に一般質問ができる役職の制限を撤廃されたが撤廃による弊害や課題について

【回答】特になし。

- (2) 一般質問について（形式、時間、回数等）

【回答】次のような先例、申し合わせがある。

<先例>

◎質問方法は一問一答方式とする。(通告した全ての項目について一括して質問及び答弁を行った後、再質問がある場合は通告順に個々の質問項目について質問、答弁を行う。)

◎質問時間は、答弁を含め1人60分以内とする。ただし、議長が必要と認めた場合は、時間延長とすることができます。(基本的には途中でも60分で打ち切り)

<申し合わせ>

◎一般質問できない役職の範囲の制限はない。

◎1回目の質問時間はおおむね30分以内で常識的な範囲とする。

- (3) 一般質問の理事者および部長等の答弁場所について（登壇席、自席等）

【回答】発言は全て登壇して行うのが原則であるが、議案等に対する質疑、一般質問については1回目のみ登壇し、2回目以降は自席。ただし、質疑においては、理事者は全て登壇して発言する。

- (4) 議員のタブレット端末使用により、ペーパーレス化を推進しているとのことだが、費用対効果やセキュリティの課題についてどのように捉えているか。

【回答】令和6年8月にタブレット端末を全議員へ貸与し、1月からペーパーレス化を実施している。議員配付分の会議録、議案の附属書類は希望により残すことになったが、議員の意見を聞きながら、タブレットの使用方法を検討し、事務局職員が適宜操作方法を教えることで多くの項目をペーパーレス化にすることができた。

セキュリティについては、日高市議会文書共有システム等及びタブレット端末使用基準を作成している。

(5) A I (ChatGPTsなど) の利用について、どのように対応または規制などをされているか。

【回答】現時点では規制はしていない。

(6) 議会効率化の前提として市議会基本条例や市議会議員政治倫理規程を整理することは意味があると思うが、貴議会ではどのような議論が行われてきたのか。また、日高市議会基本条例には、「議会改革に関する特別委員会等を設置することができる」と規定されているが、設置されたことはあるか。

【回答】全議員参加による議会改革委員会を平成24年1月から平成27年2月まで、延べ34回にわたり開催した。(成果については、市議会のホームページの「議会改革への取り組み」を参照)

(7) 日高市議会基本条例にある「議員間討議」の取組み状況について

【回答】実施した例はない。

(8) 臨時議会の開催条件および専決処分の状況について（市が当事者である和解や損害賠償額の決定に伴う金額等）

【回答】地方自治法第180条の規定により市長が専決処分することができる事項

- ① 法令により当然必要とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例を除く。）を改廃すること。
- ② 次に掲げる事項に関する補正予算を定めること。
 - ア 法令により当然補正を必要とする歳入歳出予算で軽易なもの
 - イ 全額が特定財源に係る歳入歳出予算で軽易なもの
- ③ 工事又は製造の請負契約について、当初契約金額を750万円以内において増額し、又は減額すること及び工期又は納期を10日以内において延長すること。
- ④ 法令により市の義務に属する損害賠償の額（1件100万円（保険金等による支払がある場合は、当該保険金等の額に100万円を加えた額）以下に限る。）を定めること及びこれに係る和解に関する事項。
- ⑤ 1件10万円以下の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の2の8第8項の同意に関する事項。

※損害賠償の額については、令和4年2月に市長から検討の依頼があり、50万円以下から100万円以下に緩和するとともに、その金額には保険金等により補填される額を含めない取扱いとした。あわせて、これに関し相手方と和解することを専決処分事項とした（それまでは和解の規定はなし）。現時点では妥当な金額と考えている。

(9) 予算、決算委員会での質疑に関するルール等について（質疑時間、回数、通告制の導入の検討等）

【会議規則】

- ・質疑は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。（委員会も慣例的に運用）
- ・議長は必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。（運用なし。慣例や取り決めなし。）

【先例】

- ・議案質疑の通告は質疑日の2日前の正午までに議長に文書で行う。
- ・質疑の順序は、通告書を受け付けたとき、抽選で決める。
- ・関連質疑は、通告がなくても議長判断で許可できる。
- ・質疑方法は一括質疑一括答弁方式とする。（全ての質疑項目について一括して質疑及び答弁を行う。）



日高市議会を視察した正副議長および議会運営委員

【視察を終えて】

日高市議会におかれでは、大変お忙しい中、金子議長より御挨拶いただくとともに、和田議会運営委員長を始め多くの議員の皆様の御出席をいただき、丁寧な御説明と温かい御対応をいただいたことに感謝するとともに、視察を通じ知見が深められ、大きな収穫を得ることができたと考えている。

ここで改めて、今回の視察に御協力いただいた日高市議会の皆様に感謝申し上げたい。

日高市議会では、全国に先駆けて平成27年12月に「日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を制定している。

このガイドラインは市議会議員がソーシャルメディアを利用するにあたっての行動指針を定め、遵守する事項について全議員が確認、意識することで一定の拘束力があるとのことである。ガイドラインは法的な拘束力はないものの、このガイドラインがあることで各議員が自覚を持って気を付けているものと捉えているとのことであった。

当市議会でも、ガイドラインを作成しなくとも、各議員が十分に注意しソーシャルメディア等での情報発信を行っていれば良いが、昨年、市議会において事実を確認しない不適切な発言やSNSへの事実と異なる投稿などが、度々、議会運営委員会等で問題視され、この件を含む、問責決議が可決されるまでの事態となっていることを鑑み、早急にガイドラインを制定することが必要であると考える。

結びに、ソーシャルメディアは、インターネット上で多くの人と情報を共有することができる有効的なプラットホームとなっている反面、一度発信した情報は世界中に拡散するため、誤った情報を発信した場合、完全に削除、訂正することが困難である。議員一人一人が自覚を持って、青梅市議会版のガイドライン制定に向けて一致協力し、市民に対し正しい情報発信をするよう努めていきたい。

(議会運営委員長 久保 富弘)